

質 問 回 答

2022 年 9 月 28 日

「全世界 2022 年度案件別外部事後評価パッケージ IV-2(インド、ヨルダン、キルギス、ウガンダ)(QCBS)」

(公示日:2022 年 9 月 7 日/調達管理番号:22a00177)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 p.15 第4条 業務の実施方針及び留意事項 (2)安全配慮と現地調査範囲 4)キルギス:道路防災対応能力強化技術協カプロジェクト	「業務従事者は現地調査補助員と共に本サイト(ビシュケク、ジャララバード、オシュ、ナリン、カラコル)の状況を踏査して情報収集をする。」との記載がありますが、本プロジェクトの対象範囲にはナリンは含まれておりません。ナリンを含める理由につき、ご教示ください。	各幹線道路の管理は 2022 年 4 月頃から新設のキルギス道路公社に委譲されたことから、現在はジャララバード・バルクチ道路は Issyk-Kul 支部(Karakol)、Naryn 支部(Naryn)、Jalalabad 支部(Jalalabad) が区間ごとに分担して担当している関係でナリンも追加しました。
2	企画競争説明書 2 ページ 4(3)日程 質問への回答	第 2 回目(最終)の質問の受付期限日時をご提示ください。	9 月 22 日 12 時までとなります。
3	企画競争説明書 13-14 ページ 第4章(2) ヨルダン:ビジネス環境、雇用及び財政持続可能性開発政策借款	有効性では政策アクションの実行状況、アウトカム指標の達成度を分析するとある。事前評価表及び審査調書に添付されている政策マトリクスでは、世界銀行が新たに 2020 年を包含する開発政策借款を供与する場合、JICAも右案件のマトリクス案策定時に参画の上で、上記 2020 年のトリガー一部分を変更する可能性がある旨記載がある。そのため、本事業の政策アクションが変更されている場合は、本事業の政策マトリクスの最終版を共有して頂くことは可能でしょうか。	第二ランシェに関する政策マトリクス(2019年10月版)を追加で資料配付いたします(JICA 評価部(jicaev@jica.go.jp)へご連絡の上、入手いただけますようお願いいたします。誓約書をご提出いただき、配付いたします)。

4	<p>企画競争説明書 25 ページ 第 3 章プロポーザル作成に係る留意事項 1. プロポーザルに記載されるべき事項 (2)2)業務実施の方法</p>	<p>記載分量は 20 ページ以下とのことですが、同ページ数には図表なども含み 20 ページ以下なのか、図表を除いた文字数のみでページ数をカウントするのどちらでしょうか。(後者の例としては、提出するプロポーザルの「業務実施の方法」に 2 ページ分に相当する図表が挿入しており、実際は 22 ページになっているが、図表挿入分を差し引き、20 ページ相当としてカウントされる。)</p>	<p>図表を含めて総ページ数を20ページ以下に収めていただきますようお願いいたします。</p>
5	<p>企画競争説明書 25～26 ページ 第 3 章プロポーザル作成に係る留意事項 1. プロポーザルに記載されるべき事項 (3)業務従事予定者の経験、能力 2)業務経験分野など 【業務従事者:プロジェクト評価 2】 ②対象国及び類似地域</p>	<p>対象国及び類似地域の定義について確認させていただきます。 「業務従事者:プロジェクト評価 2」の「②対象国及び類似地域:ヨルダン、インド、ウガンダ、キルギス及びその他の途上国地域」とありますが、上記の対象国及び類似地域については、プロジェクト評価 2 が担当する案件の対象国及び類似地域での業務経験に限定して評価されるのでしょうか？ もしくは、担当案件の国だけではなく、「ヨルダン、インド、ウガンダ、キルギス及びその他の途上国地域」での業務経験が評価されるのでしょうか？</p>	<p>【業務従事者:プロジェクト評価 2】については、当該業務従事者が担当する評価対象案件における対象国及び類似地域を評価します。</p>
6	<p>pp.12-13 第4章(2) ヨルダン:ビジネス環境、雇用及び財政持続可能性開発政策借款</p>	<p>本事業の政策マトリクスは、世銀が 2018 年 6 月に承諾した開発政策借款のマトリクスに JICA 独自の政策アクションを追加したものとされています(審査調書 p.12)。 世銀のウェブサイトから弊社が入手した情報によると、この政策マトリクスのうち JICA 独自の政策アクションを除いた部分については、今後、</p>	<p>2020 年度事後評価ヨルダン「金融セクター、ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款」(世銀との協調融資)については、第一ランシェの政策マトリクスに JICA 独自の政策アクションが含まれておらず、世銀が第一ランシェの事後評価が完了していたことから、JICAの事後評価は、JICA単独融資である第二ランシェのみを</p>

		<p>世銀が Completion Report を作成する予定です。世銀は Completion Report 完成後に事後評価(review)を実施するのが一般的です。</p> <p>したがって、重複を避けるために、JICA による事後評価の対象は政策マトリクス全体ではなく、JICA 独自の政策アクションに限定されるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>なお、2020 年度に公示されたヨルダンの開発政策借款の事後評価でも、企画競争説明書(p.12)において「本事後評価は JICA 単独融資である第二トランシェが対象となる」と明記され、世銀部分は評価の対象から外されています。」</p>	<p>対象としておりました。</p> <p>他方で、今次事後評価対象案件(世銀との協調融資)については、政策マトリクス(第一トランシェならびに第二トランシェ)に JICA 独自の政策アクションが含まれているため、現時点では、政策マトリクス全体を事後評価対象としてプロポーザルの作成をお願いします。</p>
<p>以上、第1回 回答分(9月20日)</p>			
<p>7</p>	<p>第4条(2)1) 「指標④「マディヤ・プラデシュ州における投資促進、生活環境の向上及び経済発展の変化」の確認については、補完的対応として衛星データ活用による関連情報収集と分析を行うこと。想定される方法案は以下のとおり。 (想定案)・実施機関から本事業の対象である送電線及び配電線の位置情報を入手し、その位置情報と夜間光データを組み合わせることで経済発展の度合い、その要因について調査・分析を行う。・また、可能であれば、対象サイトと非対象サイトでの比</p>	<p>1) 想定案に従う形で分析デザインを提案する際に、本事業の対象である送電線及び変電所の位置情報を実施機関から無償入手できることは貴機構にて確約済みでしょうか。</p> <p>2) 上記が未確約、すなわち以下のいずれかとなる場合、別途評価者が作成する必要がありますが、作成費用は今回の見積もりに含むことが求められますか。あるいは、後日提供が得られないことが確定した段階で、契約変更によって追加計上をすることになりますか。</p> <p>① 実施機関からの無償提供が得られない場合(有償提供の場合)</p>	<p>1) 送電線及び変電所の位置情報の実施機関からの提供は確約済ではありません。なお、該当箇所はあくまでも想定案であるため、本事業対象の送電線及び変電所の位置情報は実施機関から無償で入手できる前提で、現地事情に鑑みて適切な分析デザインをプロポーザルでご提案ください。また、本分析にかかる費用は見積に計上してください。</p> <p>2) ①実施機関からの位置情報の無償提供が得られない場合、有償提供に必要な費用は契約変更にて追加計上いたします。 ②については上記1)に記載の通り、現時点では、実施機関から無償で位置情報を入手できる前提でプロポーザルを作成してください。</p>

	較を行うこととする。但し、衛星データは無償提供データインドの衛星データ活用することを前提とする。」	② 実施機関からそもそも提供が得られない場合 定額計上や別見積もりとする場合、その旨ご教示ください。	
以上、第2回 回答分(9月28日)			

以上